

令和7年度事業計画の解説

令和7年4月1日～令和8年3月31日

認定特定非営利活動法人
全国就労支援事業者機構

I 事業全般の方針

本年度、全国就労支援事業者機構（以下「全国機構」という。）及び各都道府県就労支援事業者機構（以下「都道府県機構」という。）は、全国的ネットワークでの就労支援事業を展開して17年目を迎える。全国機構設立当初は就労先となる協力雇用主の開拓を中心に取り組んできた。この間、当初に比べ4倍を超える約25,000社が協力雇用主として登録し、就労確保の基盤は整ったと考えられる。

しかしながら、協力雇用主のうち、実際に就労支援対象者を雇用する企業は全体の4%程度と多数の登録協力雇用主が就労先として活用されない状況が続いていること、協力雇用主の業種に偏りがあること、就労から6か月以内に離職する者が約半数を占めるなどの課題が残されている。令和5年3月に決定された第二次再犯防止推進計画においても、協力雇用主の不安・負担の解消、多様な業種の協力雇用主の開拓、寄り添い型の支援による、職場定着や離職後の再就職に向けた支援の充実、など就労に関しては23に及ぶ国の施策が示された。

全国機構としては、国の第二次再犯防止推進計画を踏まえ、就労支援対象者の実雇用の拡大、職場定着に積極的に取り組んでいく所存であり、今後は、協力雇用主の開拓、協力雇用主、就労支援対象者への助成に加え、定着支援、就労に関する教育プログラムの試行に取り組んでまいりたい。

また、こうした事業を推進するために、就労支援事業者機構のネットワークを基盤に、国、地方公共団体、民間の関係機関・団体と連携を密にし、就労支援事業の効果的な推進に努めてまいりたい。

なお、当機構の運営については会員が減少傾向にあるところ、新規会員の開拓に努め参りたい。

II 各支援事業の方針

1 協力雇用主の確保、協力雇用主の雇用の助長及び就労支援対象者に対する支援（定款第5条第1号及び第2号に係る事業）

（1）実雇用の拡大

実際に就労支援対象者を雇用する協力雇用主数の増加を中心に、引き続き、以下の点に留意して雇用実績の拡大に努める。

ア 協力雇用主に対する求人勧奨、採用活動に対する支援（求職情報の提供、面接への同行・立合い、面接に要する旅費の助成など）を推進する。特に、出所者等を雇用した経験のない協力雇用主への支援を充実する。

イ 就労支援対象者に対して、協力雇用主情報の提供、履歴書の作成支援、面接への同行、面接旅費の助成、就職に必要な経費（作業服、工具の準備等）の助成など就労の実現に向けての支援に努める。出所者等の中には、職業経験のない者、就業意欲の低い者など求職活動上の困難性のある者が少なくないことから、適切な求職活動ができるようきめ細かな指導援助を行う。

ウ 保護観察所、ハローワーク、矯正施設等と連携して、就労支援対象者と求人企業のマッチングや就職相談会などの取組みを強化する。職場体験講習、事業所見学会等についても、求人者及び求職者の出会いの場としての機能向上を図る。

（２）末永く働くことができる雇用環境の改善

働き甲斐のある良好な雇用の場の確保及び雇入れ後の職場定着のため以下の取組みを推進する。

ア 就労支援対象者の求職ニーズを把握し、職種、地域など求職条件に見合った求人の確保に努める。特に求人職種については、建設業に偏っていることから、幅広い職種に対する就労先の確保に努める。

イ 協力雇用主に対する雇用に関する法令順守の指導・研修の実施、協力雇用主登録の際の労働法令順守の確認、雇入れに当たっての労働契約の点検などを通じて、就労支援対象者が安心して就労できる雇用の場の確保に努める。

ウ 就労後の職場定着を図るため、定期的な職場訪問、雇用主・就労者双方に対する相談助言、職場定着のための教育活動など継続的なフォローアップに努める。

（３）多面的な就労支援方法の展開

上記（１）及び（２）のほか、以下の事項についても積極的に取り組む。

ア 引き続き協力雇用主登録を推進する。

イ 協力雇用主に対する研修、矯正施設見学、就職相談会等の案内、求職動向・各種支援施策の情報提供、求人申込み等についてのハローワークへの取次ぎなど雇入れを助長するためのきめ細かい支援サービスに努める。

ウ 就労支援事業推進に必要な以下の情報の把握、登録、整理及び提供を行う。

- ① 登録協力雇用主情報
- ② 協力雇用主からの求人情報
- ③ 就労支援対象者からの求職情報
- ④ 雇用を促進するための支援措置等の情報

エ 就労支援対象者を雇い入れる協力雇用主に対する助成及び雇入れ後の相談援助を行う。
なお、就労奨励金制度等の公的助成と重複しないよう効率的な取組みに努める。

オ 就労支援対象者に対する職業能力開発、生活自立、職場定着指導などの指導援助を行う。

（４）自立支援事業の実施

支援対象者の就労による自立を促進するため、以下の就労支援対象者に対する直接的経済支援を行う。

- ア 農業等の職業訓練を行うために法務省が設置する沼田町就業支援センター（少年院仮退院者が入所）及び茨城就業支援センター（刑務所仮釈放者が入所）の各訓練その他公共職業訓練・求職者支援訓練の修了者に対し、給付金を支給する。（見込み件数：10件）
- イ 更生保護施設からの自立退会者のうち、当機構が定める一定の要件を満たした者に対して給付金を支給する。（見込み件数175件）
- ウ 当機構が指定した就労訓練等の就労に関する教育プログラムの受講者に受講奨励金を支給する。（見込み件数：100件）
- エ 沼田町就業支援センターにおける運転免許取得費用の助成事業（見込み件数：5件）及び農業体験セミナー等参加旅費援助事業（見込み件数：3件）を実施する。

2 身元保証事業の実施（定款第5条第3号に係る事業）

就労支援対象者の就労を促進するため、法務省の補助金に基づいて更生保護法人日本更生保護協会及び全国の一時保護事業を営む更生保護法人と連携し、身元保証事業を実施する（最大件数：2,013件）。なお、身元保証の利用希望が高いことを踏まえ、国の補助金対象期間外の雇入れについて、希望がある場合は、100件を限度に無償で実施することとする。

また、無職非行少年等を雇用する事業主に対する身元保証事業である高知県の「高知県見守り身元保証制度」及び福岡県の「福岡県就労身元保証制度」の各事業と提携して実施する。

3 都道府県機構の就労支援事業の機能の充実（定款5条第4号に係る事業）

- （1）就労支援事業を実施する支援スタッフが配置されていない都道府県機構において、当該支援スタッフの確保（12機構を限度として日本更生保護協会及び全国機構が共同で就労支援スタッフの配置）の助成を行う。
- （2）下記4（2）の教育プログラムの開発及び更生保護施設等地域における関係機関とのネットワーク構築の試行に都道府県機構と全国機構が連携あるいは共催という形で取り組み、その成果発表の機会を設ける。
- （3）地方別就労支援協議会・研修会を開催し、就労支援の効果的実施のためのノウハウを共有するため、オンライン形式で協議及び情報提供等を行う。
- （4）都道府県機構等の組織運営や就労支援事業に多大な功績のあった者に対して表彰状又は感謝状を贈呈し、その功績を広く周知する。

4 就労支援を推進するための広報啓発、調査研究等（定款第5条第5号に係る事業）

- （1）ホームページその他の媒体を通じて積極的に広報し、就労支援事業の必要性について社会の理解を求める。また、マスコミへの掲載の働きかけを行い、就労支援の必要性、重要性についてより多くの国民の理解、協力が得られるよう努める。
- （2）関係機関・団体と連携し、就労、就労定着に資する教育プログラムの開発及びネットワーク構築をモデル事業として試行的に行う。また、このモデル事業の成果を発表するため、会員企業等を対象としたシンポジウムなどの開催を企画する。

5 国、地方公共団体及び民間団体による犯罪や非行をした者の就労支援に関連する事業に対する協力、受託及び連携（定款第5条第6号に係る事業）

（1）就労支援事業を一体的に推進するための連携協力

ア 法務省及び経済団体と連携し、国の就労支援施策と一体となった効果的効率的な事業推進に努める。

イ 上記3の（2）の地方別就労支援協議会に保護観察所担当官の出席を求め、地域での就労支援連携策を協議する。

ウ 就労支援対象者を雇用する協力雇用主に公共事業等の優遇制度を制定するなど地方公共団体が行う就労支援の取組みを助長する。

（2）就労確保と住居確保を一体的に進めることが、就労確保及び再犯防止に有益であることから、国が実施する「住まい支援の連携強化のための連絡協議会」の構成団体として、効果的な仕組みづくりに参画する。

以上の方針に基づき、東京都書式第8号により事業計画書を作成する。